

# 一般社団法人 日本熱処理技術協会 定款施行細則

## 第1章 総 則

第1条 この細則は定款第52条に基き、定款を施行するのに必要な細目を定めたもので、業務はこの細則にしたがって処理する。

第2条 この細則に定めない事項、又は細則を運営するのに必要な事項は規程でこれを定める。

2 規程は理事会の議決を経て、これを制定または改廃する。

## 第2章 本会の事業

第3条 熱処理ならびに熱加工に関する研究発表会については年1回以上行うほか、学術、技術講演会、講習会、見学会、展示会、海外との学術、技術の交流などを必要に応じて随時行うものとする。

第4条 学会誌および学術・技術に関する図書等の刊行については学会誌“熱処理”を年6号以上発行するほか、各種の出版物等を発行する。

2 学会誌“熱処理”の編集については別に定める規程によってこれを行なう。

第5条 熱処理に関する優秀な業績等の表彰を行うため、各種の協会賞を設け、別に定める規程により本協会会員に賞を授与する。

## 第3章 会員並びに会費

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書によって申込み（電磁的方法または郵送）を行なうか、もしくは本協会HPより申込みを行う。

2 入会申込書には氏名、生年月日、正会員、学生会員、外国会員の別、住所、連絡先、勤務先または通学先等を、また維持会員は法人名、登録代表者名、事務連絡先名、所在地、会費口数、業務内容等、必要事項を記載する。

3 前項の記載事項に変更を生じたときは直ちにその旨を書面（電磁的方法または郵送）をもって届け出るか、もしくは本協会HPより変更することとする。

第7条 理事会において入会が承認されたときは、その旨を直ちに申込者に通知する。否決の場合もこれに準ずる。

第8条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1)正会員 年額 8,000 円
- (2)維持会員 年1口 25,000 円、年2口以上1口につき 20,000円
- (3)学生会員 年額 3,000 円
- (4)外国会員 年額 9,000 円

2 会費は会員において特別な事情がある場合を除き、毎会計年度開始までに当該年度分の会費を納付する。

第9条 新たに入会した会員は、当該年度の4～9月入会の場合、年会費全額を納付する。当該年度10月～2月の場合は年会費の半額を納付、3月の場合は、不要とする。

2 入会に対しては、入会時期に応じた会誌を送付する。

第10条 名誉会員の推薦にあたって必要な手続きは別に定める規程によるものとする。

#### 第4章 役員及び職員

第11条 理事、監事を社員総会で選出するに当って、その候補者の選出は別に定める規程によるものとする。

第12条 理事の担当業務は下記の通りとし、これに従って職務を執行する。

- (1)会長、副会長、専務理事は定款の定める処による。
- (2)総務事項を担当する理事（庶務担当）
- (3)財務事項を担当する理事（会計担当）
- (4)会員に関する事項を担当する理事（会員担当）
- (5)出版事項を担当する理事（編集担当）
- (6)学術研究に関する事項を担当する理事（学術研究担当）
- (7)会員の教育に関する事項を担当する理事（教育担当）
- (8)国際交流活動に関する事項を担当する理事（国際交流担当）
- (9)企画事項を担当する理事（企画担当）

第13条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

第14条 運営、庶務、会計、会員、編集、学術研究、教育及び国際交流に関する業務について担当理事を補佐する業務を行う常務委員を理事会の承認を経て会長が委嘱する。

2 常務委員の任期は2年とし、3期まで再任することができる。

第15条 本会の業務を円滑に行うため、委員会並びに特別委員会を設け、その運営については別に定める規程によるものとする。

- 2 委員の任期は2年とし、3期まで再任することができる。
- 3 委員は理事会の議を経て会長が理事、常務委員、各委員会の委員の中より委嘱するものとする。

第16条 職員の給与の額は国家公務員に準じて理事会で定めるところによる。

第17条 役員、顧問、常務委員、運営委員、各委員会の委員又は職員が業務のため出張するときは、別に定める規程による金額を支給する。

## 第5章 会 議

第18条 理事会は必要に応じて前会長、名誉会員、顧問、元役員を招請して意見を聞くことができる。

第19条 社員総会の議決事項、その他は学会誌上及びホームページの公表をもって会員への通知とする。

## 第6章 そ の 他

- 第20条 本会に中部・西部・九州支部の各支部を置く。
- 2 前項のほか、理事会の議決を経て他の支部を設けることができる。
  - 3 支部の設置に関しては別に定める規程による。

### 【来歴】

2. 訂正 平成26年12月11日；誤植を訂正
1. 施行 平成24年10月4日